

# 保健体育科

## 保健室における生徒の実態について

—— 第三報 機能からみた本校の保健室の構造と配置 ——

天 野 菊三郎 戸 田 安 士 安 藤 富美子 服 部 祐 子

### 1. はじめに

先回までの2回にわたり、保健室の人的な面について述べてきた。今回は観点をかえて、物的側面から検討する手始めとして、本校の保健室の配置および構造が学校保健活動においてどのような長所、短所があるか現状の分析を試みながら検討し、今後のあり方を考えてみたいと思う。

### 2. 本校の保健室の構造と内部配置

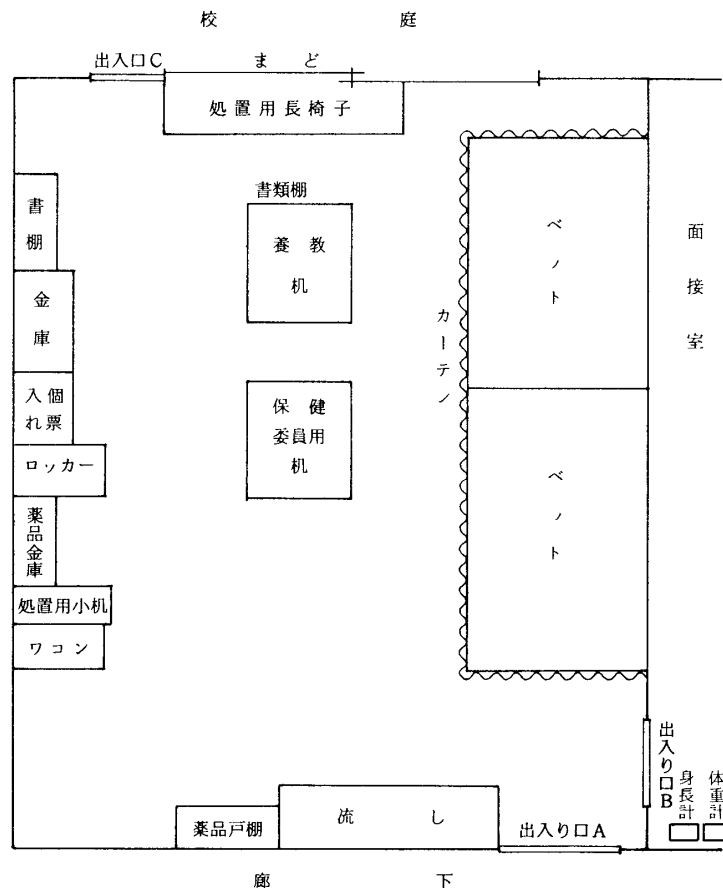
本校の保健室の構造は、7m×4.7mの短形で、三つの出入口をもつ33㎡の部屋で普通教室の約半分の広さ

である。内部配置としては

- ① 洗いの横が応急処置コーナー
- ② ベット、処置用長椅子は休養コーナー
- ③ 机から書棚、ロッカーが管理事務コーナー
- ④ ベットの横で身長計、体重計などがおいて、あるところが計測コーナー

と各コーナーをもうけたが、手狭なため各コーナーを独立したユニットとして活用することはできなかった。その具体的な事実と生徒の保健室利用状況から、次に述べる。

図-1 従来の保健室の配置図



### 3. 生徒の保健室利用の現状

昭和53年度3学期の生徒の利用人数の内分けは表-Iに示した通りである。この表で注目されることは、内科・外科の身体的訴えをもった生徒が42%と半数に

表-I 昭和53年度3学期保健室利用人数

	男		女	
	人数	百分率	人数	百分率
外科的訴え	140名	11%	126名	10%
内科的訴え	108名	9%	147名	12%
その他	286名	24%	422名	34%
小計	534名	44%	695名	56%
合計	1229名(100%)			

みたないのに対し、「その他」が約半数を占めていることである。「その他」については、第II報に触れたので詳細をほぶくが、来室者の半数以上か、表面的には訴えをもたない生徒で占められていることは、保健室のあり方を考える場合、

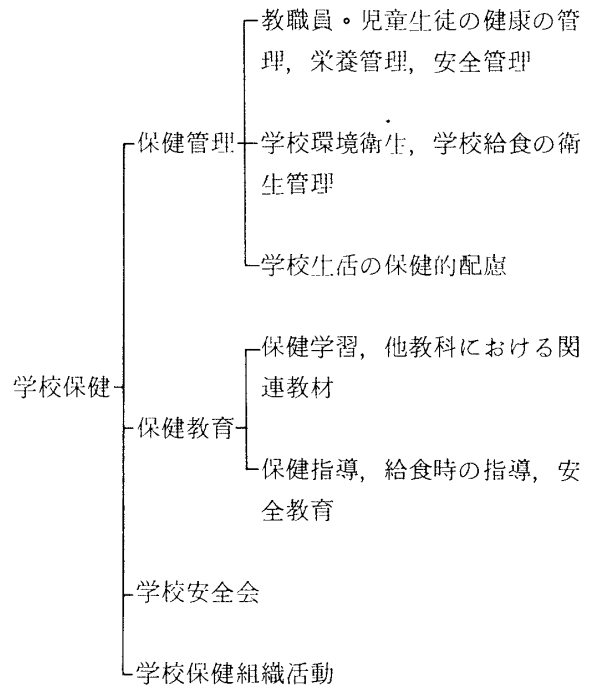
軽視できない問題である。一方、一日の来室者数の平均は、38.4人であった。この数字のみをもって保健室の収容能力を云々することはできない。生徒一人当りの在室時間や同時帯におとずれる生徒数などを考慮しなければならぬからである。しかし、短い休み時間に集中的に来室する生徒に対応するためには、部屋のせまきを感じずにはいられない。たとえば、一室であるため、休養コーナーで静養する生徒を騒音からまもることが、むずかしい。とくに、休養コーナーと測定コーナーが隣接しているのて、体重計などを使用する生徒の発する騒音によって休養が十分できない場合が少くない。休養室は本来独立した部屋であることが望ましい。また相談のためおとずれる生徒にとって、他の生徒かいては、その気になれないだろうし、相談を中断させられたのでは、相談の実を挙げることができない。相談室もまた、独立し遮断された空間であることがのぞましい。学校保健における相談業務の重要性が増している現在、この点はとくに、強調されなくてはならない。

### 4. 養護教諭の学校保健業務からみた保健室の現状

次に学校保健全体の立場や養護教諭の職務から保健室の機能を考えてみたい。学校保健とは、「学徒および教職員の心身の健康保持増進と、困民として必要な

健康生活の実践力を養うために必要な指導と管理という」という定義で説明される。この内容を解りやすく分類したものが図-IIである。

図-II 学校保健活動図



ここから明らかのように、学校保健は、学校全体、また地域も含めた包括的な教育活動で、それらの相互関連により十分に遂行される。このことをふまえたうえで、まず、学校保健での養護教諭の役割の観点から考えてみた。云うまでもないが、学校保健の中で、養護教諭の役割は主に保健管理である。その基盤となるのが保健室である。学年頭初健康診断、応急処置、健康相談など、養護教諭の活動の場はほとんどが保健室でおこなわれ、従来、身体計測や健康診断など混雑する場合、やむえず隣の面接室を使用していた。これは手狭なこともあるが、併行して要請される応急処置を円滑におこなうためである。また、保健室には、健康診断健康相談などの記録が保管してある。この中には個人の秘密に属する内容が少なくないので他の生徒の眼にさらしたくないものが多い。保健室の現状では、この点不十分といわざるをえない。統計処理、資料作成などの過程で生徒の来訪と受けることが、日常であるからである。また、こんな経験をしたことがある。高3の女子でてんかんの発作でてんかんの発作をおこす生徒かいた。両親の配慮で、まだ、そのことを本人には知らせてはいなかった。春、小発作を起した。丁度養護教諭か代ったため、そのことについて初めて、母親と話し合い、まだ本人には、話さないこととして、養護教諭は一応そのことを健康診断票に記入した。秋にもう一度発作がおこり、この健康診断票が机の上においてあったため他の生徒の目にとまった。ただちに

その生徒には口止めをしたが、母親と相談し、事実を本人に話した。幸い、このことを彼女は冷静に受けとめて、その後も元気に登校し、無事卒業した。この場合は、何事もなく、かえってよい結果となったが、同様なことは、いつでもおこる可能性がある。管理者の注意が第一であろうが、それだけで防止しきれない問題があるようにおもう。

### 5. 学校全体の保健活動からみた保健室の現状

学校保健は図-Ⅱでわかるように、保健管理と保健教育と2つの分野に分けることができる。両者とも本来学校全体の教育活動として全ての教職員が関与し、生徒の指導、管理、教授にあたらなければならない。とくに、保健管理においては、学級担任や教科担任教師による健康観察や助言、指導、また学校環境の整備安全管理など、どれをとっても全教師の協力によってよくなされるものである。その立場から、保健室の役割を考えてみると、生徒の健康教育のために、担任教師や保護者との関係、さらには、予防接種などによる保健所との協力、あるいは、他の医療機関との連絡など、健康教育のために学校内外の関係者、関係機関を結ぶものとして、保健室があるべきではないかと思う現在本校の保健室で出来ることは、保護者などの相談に応じること、また、保健所との関係などである。しかし、その場合も、しばしば隣室を借りる必要にせまられた。

### 6. 新しい保健室の構想

いろいろな面から保健室について考えてみた。とくに現在の保健室の問題点に焦点をあてて述べてきたが長所も数多い。一部屋であることは、部屋全体を容易に観察することができるし、必要な書類は、全て手元におくことができる。また、運動場に面しているため屋外で発生した急病人も運びやすい。など長所もたくさんある。しかし、保健室運営をよりよくするために以上述べた問題のいくつかをとり除いていけたらと願って来た。幸い、昭和54年度から看護教諭が2人になったのを機に、隣の面接室を保健室として、使用することがゆるされることになり、図-Ⅲのように配置変えをすることにした。休養コーナーと面接コーナーと一室にして独立させ、スペースの点で無理があったので休養コーナーは、そのままにして来訪生徒の控室を分離し、休養コーナーの静粛と、応急処置コーナーの清潔、管理事務コーナーの秘密保持をはかることにした。その場合の欠点として、面接コーナーが生徒控室と同室で静粛さにかけること、生徒控室の生徒の自然な言動の観察ができていく点などがあるが、これは、若干の工夫で解決できるとおもう。また、生徒控室は同時に生徒の健康の自己管理、健康のための視聴覚、および保健委員の会議などにも利用して、生徒自身の手による健康管理活動を促進する拠点にしたいとおもう。

(安藤)

図-Ⅲ 新しい保健室の配置

